

令和5年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 開会 午後15時00分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 増田恒治 8番 法師 励

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第43条第1項の規定による届出(農作物栽培高度化施設)について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

豊泉 隆 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩崎 聡
主 幹	河西 多郎

9. その他の出席者

農業振興課課長	吉野 博明
農業振興課主幹	新 宜之
農業振興課主任	酒井 大
農業振興課主事補	山城 美結

○議長

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、増田恒治委員、8番、法師励委員、以上2名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 1 番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

1 番、友野です。議案第 1 号の 1 番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては、一部省略をさせていただきます。

1 番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、1 筆。面積、1, 9 8 3 平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、2 4 アール。借、3 9 アール。

7月13日に本人より話を伺いました。本圃場は〇〇の〇〇〇〇が所有されている畑です。
所有地は〇〇〇〇〇〇〇〇にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇の東120メートルほどのところにあります。

す。

議受人の〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇の方で、すでに〇〇〇〇に〇〇〇の畑を耕作しております。作付されるものは栗のほか、各種野菜を作付予定とのこと。農機具はトラクターほか数種類の管理機を所有しており、年間農作従事日数も３００日で、現在当圃場は大変綺麗に管理されておりました。周辺農家との営農環境向上に、協力的に努められることと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。友野委員の説明の通り、問題はないと思います。

ご承認よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第１号の１番は、農業経営規模拡大のための申請でございます。

農地法第３条の許可検討事項について説明いたします。

友野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、７７アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑ですが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（田嶋委員挙手）

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

譲受人の持分が6分の4というところがよく分からない。ここの説明だけしてください。

○事務局

事務局から補足説明させていただきます。こちらの農地につきましては、6名の共有農地になっておりますが、6名のうち2名の方が、成年後見人が必要な方ということで、今現在、成年後見人の選定の方行っているところでございます。その方が決まり次第残りの6分の2の持ち分移転の3条許可申請の予定でございます。以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

自、24アールの持分の話を言っているのね。

○事務局

補足いたします。ここの持分6分の4につきましては、今回の申請地、〇〇〇〇〇〇の1, 983平米について6名の共有者のうち、4名の者の所有権移転を受けるための3条申請となっております。自、24アール、借、39アールについては、〇〇〇〇の〇〇〇さんがすべて耕作されている農地でございます。以上です。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

初めての事例だから。譲受人に持分移転するということですね。

○議長

よろしいですか。では他にございませんか。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。2番について説明いたします。

譲受人、〇〇〇〇。1筆。310平米。申請理由、受人は申請地北側に農地を所有してい

るが接道がないため、農地への接道確保を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、16アール。

理由書が出ておりますので読み上げます。

私、〇〇〇〇は現在、所有の農地につきまして、袋地であり、公道に接しておりません。そこで南側隣地310平米を取得して、一体農地として利用する予定です。なお、現所有地に向かう、幅2メートルほどを進入路とし利用、残りにつきましては、季節に応じた根菜類を作付けする予定としております。取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

7月15日に現地を確認しました。場所は案内図の通り、〇〇〇〇〇南側にあります。申請人の所有地は接道もなく、袋地のため、隣地を取得して、一部を進入路として確保するものです。取得にする畑には、夏野菜が栽培されており、同様に、根菜類の栽培をされるということです。所有する農機具は軽トラック1台、耕運機1台。草刈機1台等です。

今後同様に、野菜の栽培をされることですし、周辺の農地は、譲渡人と申請者だけです。

特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。ただいま田嶋委員さんが説明した通りで、特に問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、自身の農地への接道を確保のための申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

田嶋委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、19アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑として利用しておりますが、許可後も引き続き野菜畑

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上です。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、３番を議題といたします。

担当１番、友野秀一委員、説明を願います。

1 番、友野です。議案第 1 号 3 番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

3番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、662平方メートル。申請理由、受人は農業を新たに行うべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、0。

圃場は〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇より５０メートルほど北に入った〇〇〇という〇〇の近くにあります。ご本人は〇〇〇の〇〇〇〇〇にお勤めをされているようですが、自営業等と申請書に記載があります。現在は〇〇の〇〇の関係で〇〇〇に住んでおり、〇〇の〇〇が〇〇〇〇の〇〇〇〇にあり、そちらに〇〇が居住しており、現在は〇〇〇〇〇だそうです。農業経験としては〇〇の〇〇のわずかな面積で、ネギとジャガイモを３年ほど栽培したことがあるそうです。

この度の圃場は面積が662平方メートルにもかかわらず、現在、当地区周辺の農地としては、かなりの高額な売買価格が記載されておりましたので、踏み込んだ話ですが、お伺いすると、ご本人から農地として取得したい希望とのことにもかかわらず、耕作目的とは違う意図を感じるお話を伺いました。農機具についても、一輪車と鍬を使い耕作するということ

が申請書に書かれており、別添の農地利用計画書の通り、適切に耕作できるか不安を感じました。理由書も提出されており、事務局で理由書の内容を確認したところ、それなりの作付計画や営農計画の説明もあり、また、申請書類には不備がなかったことから、申請書を受理せざるをえない状況であったようです。

令和5年4月1日より、農地法の改正に伴い、下限面積要件が廃止され、資産保有目的の農地所有や投機目的ではないように、農業委員会は監視しなければならないようですので、この点も踏まえご審議くださいますようお願いいたします。

私としては以上の点を踏まえ、審議保留とし継続審議とするのが良いのかと思います。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。友野委員の説明の通り、ちょっと内容的にわからない点があるということで、保留という形をとっていただければと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明いたします。

友野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあるか不安な部分がありますが、関係書類は提出されており、申請人の耕作従事日数は150日以上で、申請地を含めた耕作面積は、6アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、特に作付けされておりませんが、許可後は本日お手元にお配りいたしました作付け予定図のとおり、野菜畑として利用する計画が提出されております。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことを説明するための書類提出はございますが、耕作の実現性など、内容についてのご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（田嶋委員挙手）

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

従事日数が百何日ということで、それには書いてあったわけですね。あるいは聞き取りもそうだったのかもしれないけど、基本的にね、鍬 1 本の一輪車でね、150 日というのは考えられない。だから、これはやはり、友野さんがおっしゃるように、保留とさせていただいた方が私はいいと思います。

○議長

今、田嶋委員さんの方から、保留にした方がいいというご意見をいただきましたけど、他にどなたかいらっしゃいませんか。

（事務局挙手）

○事務局

すみません、事務局で補足させていただきます。

当初農機具につきましては、ダンプとユンボが農機具ということで、申請がございました。理由書の方読ませていただいた中で、一輪車というのと、鍬というのは記載がございましたので、そちらの方については手書きで入れていただきました。お手元にあります、作付け予定図を見ますと、662 平米の内、結構歩道スペースも十分とられているのと、ちょっと白黒の写真でわかりづらいかもしれませんが、歩道の間のところで、2メートル2メートルのところの中で、こういう野菜の方を植えたいということで、本人の方からお話をいただきましたので、ご本人の方でもこういう形で作付けするのに、3条の方の申請書の方に、重機 1 台、ダンプ 1 台という記載ございまして、写真の方もついてはいたのですが、本当にこの内容で、例えば、荒れているところを管理するのであれば、重機とダンプでいいのかなと思うのですが、細かいところについては一輪車と鍬ということで「本当にできるのですか」と、お尋ねしたのですが、〇〇〇の方からそれでできますということでお話をいただきました。書類の方も、1 度締日の昼に持ってきた時には、いろいろ書類の不備がございましたので、こういうものが足りませんとご指摘しましたら、その日の夕方に、不足書類の方の提出がございました。あと、今申し上げました農機具についても、手書きで一輪車と書かれて、ご本人がそれでできるという様に強く申して、別の 3 条申請でもそうなのですが、申請としてお

預かりできる以上、できる限り許可相当として、許可相当の内容で委員会の方に諮りたいので、もう少しお時間をかけて調整した方がいいのではないのでしょうか、ということをお話をさせてはいただいたのですが、どうしても7月申請でお願いしたいということでしたので、書類の不備がなかったため、今月の委員会に諮らせていただいた次第でございます。

補足説明は以上です。

○農業委員6番（田嶋正明君）

さっき、〇〇〇〇〇〇でわずかなところで、ジャガイモとか何かやった程度の。それとほら、年間150日って記載していること自体がさ、整合性がない。

いろんなことを考えるとね、これは取得した後に何か別の目的で使うことを、もう想定してしまう。だから周辺の土地よりも取得金額が高いのでは。先ほど言ったように、保留がいい。

○議長

今保留し継続審議という意見が出ておりますが、他にご意見ございますか。

（増田委員挙手）

○農業委員7番（増田恒治君）

同じような事例を、〇〇〇の方で知っているんですけども、何もなくて、そういうふうにして土地を変えて、多分高齢化でそういうのはもっと増えると思うんですよ。だからこれを許してしまうと、こういうことが芋づる式に出てきて、結局後、整理整頓がつかなくなるので、やっぱりちょっと様子見た方がいいと私は思います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

何をクリアしなければいけないのか、その課題の所在をみんなで共有した方がいいと思いますね。

○農業委員6番（田嶋正明君）

逆に言うと、その先は、一旦、この申請を取り下げてもらおうという方向で検討しているんじゃないの。その辺の説明は。

○事務局

まだ、今の時点では、取り下げをするかっていうことではっきり決まっているわけではございませんが、今のご意見ですと、本当に耕作ができるのかどうか、その辺の不明な部分と、それと農地としてやっていくっていう申請の中で、その意図とはちょっと違うような話も

本人からあったと言う部分もあります。ここのところがありますので、これを本人に確認するなりそうしていかないと、どういう結論を出していいか方向性をつけていかってということが決まりませんので、まずはここでは判断は、当然つけられないと思われれます。ただ、この後申請人の方の考え方、やり方、出方、この辺りを確認して、方向性が決まると思います。で、一番はやはり皆様が本当に耕作できるのかってところ、不安、疑問の部分の部分を払拭できるような、何かの返事、書類が出れば、当然また委員会に諮るということもできますし、はたまた違う目的であれば、それなりの手続きの方をまたやっていくのではないかと、そういうことで、話し合いなり、調整をするような形だと思われれますので、はっきりすみません、答えを言えるような状況ではないのですが、そういう形で進めていきたいと今は考えております。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

この 600 平米で、こういった形で農業しようというのが、なかなかはっきりしないと思うんですね。必ずしも 600 平米なら、できないことはないんだよね。ハウスとか、施設でやればなんだけど、そういったものでもない。今のいろいろ説明したのだと、何か家庭菜園程度の感じなんで。やっぱりちょっと様子を見るというか、保留にした方が私としてもいいのかなというふうに思われれます。

○議長

はい。それではまとめてよろしいですか。

農業委員会のまとめといたしまして、本件におきましては農地法第 3 条の許可申請の対象外の可能性がございますから、本件の審議は保留し継続審議とすることでご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、本案件は保留し継続審議とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受入の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願われれます。

それでは 1 番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇株式会社。筆数、2筆。合計面積、294.80平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇を営んでいるが、分譲住宅の需要が見込まれる地域であることから、分譲住宅を建築すべく申請する。摘要、分譲住宅1棟、57.96平方メートル。

申請人から提出された理由書を要約して説明いたします。

理由書。当社は昭和54年から〇〇〇〇を拠点として、〇〇〇〇を含んだ近隣市町において、〇〇〇〇を営んでおります。当社は創業以来44年間で、4,000棟の住宅を販売した実績もございます。相談農地は市街化調整区域の農地ですが、過去に農地転用の許可を得た経緯があると伺いました。また、当社への相談前に譲渡人様から、市へ相談したところ農地転用並びに開発許可のめどが立てば、宅地分譲での譲渡も可能な箇所とも伺いました。今回の申請については、自然環境に恵まれた場所でありつつ、適度に集落がある場所でもあり、当社の企業理念である、ゆとりあるまちづくりというものと合致しております。またアフターコロナの新たな住宅需要を求めるお客様のニーズにも合致した箇所であり、面積も住宅や駐車スペース、庭も含め、過大とならない面積となっております。つきましては今回の申請に際し、ぜひ農地転用の許可をいただきたく申請いたします。よろしくお願い申し上げます。

令和5年6月13日。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。

7月13日に清水推進委員と一緒に申請地の状況等を確認して参りました。

申請地は、〇〇〇〇の農地の中ではありますが、宅地も点在する区域であり、過去にこの農地は分家住宅として許可を得た場所である事や、周辺農地の耕作に支障をきたす場所では無いことなどから、今回の転用許可申請についてやむを得ないと思われそうですが、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。次に清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

推進委員の清水です。ただいま平塚委員さんが申し上げたとおり、問題はないかと思われます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号1番については、分譲住宅1棟の建築に伴う農地転用許可申請です。

都市計画法においては、条例施行前に農地転用の許可が済んだ土地であることから、法第34条第11号・市条例第3条第1項第2号（この条例が施行された際すでに建築物の敷地である土地として規則で定めるもの）に合致し、同法第29条（開発許可）相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、土地取得費・住宅建築費等の経費を、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（田嶋委員挙手）

○農業委員6番（田嶋正明君）

この周りが囲ってあるのかなと思ったらこれ境界線なの。隣地境界線とか道路境界線とか。

○事務局

こちらの案件につきましては、左側ですね、西側については申請者の〇〇〇の住宅、渡人の〇〇〇の方の住宅で、北と東が農地って形になっております。南側は市道という形でございます。西側につきましては既存の境界のところですので、宅地のところで問題ないと思います。北側東側につきましてはブロック等を設置することによって、農地の方に雨水等が流出しない形で施工する形となっております。以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

これセットバックして、○○○○○○○○って点線があってその外側になんか杭を打たせてるの。

○事務局

こちらの土地につきましては、以前、昭和になりますが許可を得て住宅をした際に後退していますので、その道路、この点線についてはちょっと見づらくて申し訳ないのですが、既設の旧給水管ということで、点線につきましては水道管になります。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そういうことね。

○農業委員3番（吉川光彦君）

市街化調整区域内の 1 種農地で、過去に農転許可を得ている案件だから宅地分譲という、
そういうシナリオになるんですか。

○事務局

今、吉川委員さんのおっしゃる通り、以前、都市計画法上は、平成１５年以前に転用許可を得たところにつきましては、通常市街化調整区域に２０年以上、６親等以内という方でないと、自己用住宅建てられません。平成１５年以前に、農地転用の許可を得た場所につきましては、その縛りがなく、極端に申し上げれば、今回のような〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で取得することも、制度上可能となっております。

2年か3年前ぐらいに、〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の間の農地でも、同じような事例で過去に転用許可をとった案件で、分譲住宅2棟の申請というのが、同様の事例でございますので参考に申し上げます。

○議長

他にございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(多数挙手)

○議長

賛成多数でございます。本件は、許可申請の意見具申でございますので、許可相当として県に進達いたします。

次に2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第2号の2番について、ご説明申し上げます。読み上げについては一部省略をさせていただきます。

2番、譲受人、有限会社○○○○○○○○○○。筆数、1。面積、480平方メートル。申請理由、受人は、○○○を営んでいるが、配送のための駐車場が手狭となり、新たに駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書がありますので、お読みしたいと思います。

私どもの会社は平成11年、○○○○○○○○○○として、有限会社○○○○○○○○○○○を開業いたしました。当社は○○○○株式会社の商品を中心に、○○○○や○○○○への配送を行っています。○○○○○○○○の敷地内を借りて、○○○○○として、営業をしています。

現在の状況、○○○○○○○○内及び月極駐車場4台を借りています。○○○○の配送車両に関しては、通常時で10台から15台が待機。積み込みのため、工場内に駐車しています。営業所部分は最大10台を駐車することができるが、この場所で車両のメンテナンスをする必要があり、スペースを確保するため、月極駐車場に4台移動しています。業務上、○○○○以外の配送もあるので、別に駐車場を確保する必要があり、○○○○○○○○○○敷地内の月極駐車場を利用しています。しかし○○○○の配送トラック4台が積み替え等で開けている作業スペースに、駐車をしなければならない状態です。そのため最低4台以上停められる駐車場を確保したいと考えて土地を探したところ、近接場所で今回申請する場所が見つかりました。幅員の広い道路に面する土地はなかなか見つけることができなかった。この土地は市道の幹線に面しており、○○○○○○○○にも近く、○○○○○○○○からのアクセスもいいので、本計画を決定した。この計画ができれば他の営業所から一台の増車をする予定であります。

〇〇〇〇は2024年問題、ドライバー不足等の諸問題を解決するために、恒常的に、駐車場を確保して安定した経営をする必要があるので、ご理解をいただき、お認めいただきたい。と、こういう趣旨でございます。

7月17日に申請地の状況を確認して参りました。場所は案内図の通り、〇〇〇〇〇と幹線道路の間であって、左側の三角の土地はすでに農転で利用されています。右側の土地は、農地でサツマイモの栽培が確認できましたが、今回の申請に対して、その所有者、右側の東側の土地の所有者の同意も得られていますので、周辺農地への影響は、それらの処置をした上で、影響がないものというふうに考えられます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。ただいま吉川委員の説明どおり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号2番については、〇〇〇を営んでいる譲受人が、配送のための駐車場が手狭となり、新たに駐車場を設置するための農地転用許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道（〇〇〇〇〇）に上水道管、公共下水道管が埋設されています。また、2つの教育施設から、それぞれ50～100m（教育施設：〇〇〇〇〇）、410～430m（教育施設：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）に位置していることから、第3種農地に該当します。

よって、代替性など問うことなく、周辺農地へ悪影響が無く一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費及び造成費を、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(田嶋委員挙手)

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

この資料の図面、1、2、3、4、5って書いてある数字は何。

○事務局

まず1、2、3、4、5は、駐車スペースで1番目から5番目というところです。

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

それと出入口、10メートルぐらいのこと書いてある、2点斜線じゃないけど、その下に書いてある何か撤去っていうのは。

○事務局

地先境界ブロックの下のですか。

○農業委員 3 番 (吉川光彦君)

植樹枿。そこは歩道だから。

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

なるほどね。だからそこから出入口にするためにそこを撤去するということね。

○事務局

そうですね、はい。

○農業委員 6 番 (田嶋正明君)

砂利かなんか敷いてやるのかな。

○事務局

そうですね、砂利敷きにするのと、境界にところについてはブロックを設けると、あと

北側につきましては地先境界ブロックを入れる形になって、周辺の方に支障をきたない形で施工を考えているということです。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

はい。全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当8番、法務委員、説明を願います。

○農業委員8番（法務委員）

8番、法務です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、4,997平米のうち2,000平米。利用権種類、使用貸借権。

7月18日に野村推進委員と一緒に耕作状況等を確認してきました。

〇〇さんは、〇〇〇を中心に野菜栽培をする基幹農家です。耕作は〇〇〇〇〇〇〇で耕作されており、市内でも自作、借入地含め2.6ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機10台、トラクター4台、トラック4台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われます。また今朝、野村推進委員さんから欠席の連絡をいただいて、支障なしと申されておりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による利用権の更新の申出でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までどおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

法師委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は260アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第3号の2番について説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,681平方メートル。利用権種類、

使用貸借権。

この件につきまして7月16日に推進委員の宮岡さんと、耕作状況を確認して参りました。

〇〇さんは茶農家でありまして、畑は茶園であり、大変よく管理されております。

特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員の説明の通りで、特段問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の2番は、使用貸借権による利用権の更新の申出でございます。

加藤委員の説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は、151アールであり、その農地をすべて耕作しており、また、農作業従事日数は、150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、３番を議題といたします。

担当１番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員１番（友野秀一君）

１番、友野です。議案第３号の３番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

３番、借受人、〇〇〇。筆数、２筆。面積、合計３，９６６平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

７月１３日にご本人よりお話を伺いました。当該の圃場は〇〇〇〇〇〇〇の東１２０メートルほどのところにあり、先ほどの議案１の１の案件圃場の隣接の畑となります。

〇〇さんは入間市内にすでに３，７７７平方メートルの圃場を耕作しております。他の市町村にも多数の圃場を借りており、すべての耕作面積は３６０アールとのことです。またすべての圃場管理が行き届いている状態です。農機具は耕運機５台のほか、トラクター１３台、トラック３台、管理機その他１０台で耕作を行っており、〇〇〇〇〇も数人おり積極的に農業に従事しています。周辺農地へも配慮しており、行っており、問題となることはないように思われますので、以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。友野委員の説明のとおり、問題ないと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第３号の３番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は270アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番から6番までの議題は借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第3号の4番から6番までを一括議題といたします。

それでは、担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

6番、田嶋です。

4番、借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇。1筆。1,190平米。使用貸借権。

5番、株式会社〇〇〇〇〇〇。2筆。合計面積、3,612平米。使用貸借権。

6番、株式会社〇〇〇〇〇〇。1筆。767平米。使用貸借権。

7月13日、現地を確認しました。場所は案内図の通り、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側にあり、〇〇〇〇〇の南側にあります。

申請地は、昨年11月より、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんに紹介して借入れをお願いしてきた場所です。5番の所有者は、昨年〇〇があり、取得したもので、6番についても、意向調査の結果、どなたかに貸したいと言っていた場所です。いずれも、耕作放棄地として、以前より気にかけていた場所です。今年3月頃からは、〇〇さんがトラクターで耕うんをされ

ていた場所です。

〇〇〇〇〇〇は、農業法人で〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の雇用も行っており、農機具もトラクター、軽トラック、管理機、防除機、複数台所有しています。

特に問題はないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま、田嶋委員さんが説明した通りで特に問題はないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の4番から6番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借受けるものです。

借受人の現在の経営面積は、278アールであり、その農地をすべて耕作しております。今回、新たに借受ける農地は、5,569平方メートルで、合計334アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は、150日以上でございます。

田嶋委員から説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、

- ・農地全てを効率的に耕作すること（全部効率要件）
- ・法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていること、などに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申

し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、7番を議題といたします。

この議案については初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、ご説明いたします。

議案第3号7番の案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定となります。

なお、この後の議案である第4号、「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

それでは、議案書を読み上げます。なお、読み上げる部分は、貸付人と氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

7番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。977平方メートル。使用貸借権。

読み上げは以上でございます。

それでは、説明に入ります。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者1名、筆数は1筆、面積は977平方メートルになります。

利用権種類は全筆「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は、令和5年10月1日から

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第１８条第３項第３号のただし書により、

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

次に、担当 6 番、田嶋正明委員、説明を願います。

続いて、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま、田嶋委員さんが説明した通りで特に問題はないかと思いますので、審議のほど、
よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林
公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、旧農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承
認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしま
した。

ここで暫時、休憩します。

休憩 午後4時29分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後4時30分

○議長

続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、
を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、使用貸借権の設定等を受ける者について
事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の
意見を集約していきたいと思います。

それでは、1番の案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは初めに議案書を読み上げます。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間

管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和5年7月分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり。

ご説明するのに先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の令和5年度第2回農用地利用集積等促進計画(案)をお開きください。

1ページの番号1番の農地は、使用貸借権の設定を受けるもので、筆数は1筆、総面積は977平方メートルであります。

使用貸借権の設定を受けるものは、〇〇〇氏となっております。設定する権利の種類は、使用貸借。利用内容は、普通畑となります。貸借期間は、令和5年10月1日から令和10年12月31日までの5年3ヶ月間でございます。

借受け希望者は新規就農者となっております。

〇〇〇氏は市内農業法人での就農後、入間地域明日の農業担い手育成塾での1年間の研修期間を終え、今後認定新規就農者の認定申請を予定している露地野菜農家です。販路は直売所が中心であり、営農地区は〇〇〇〇となっております。なお、令和5年4月の第4回の農業委員会総会において、農用地利用集積等促進計画の案の承認を受けている方です。

借受け希望者は、新規就農者として今後経営規模拡大の見込まれるものであり、農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画(案)が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました1番の案件について、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

田嶋委員、さっき言ったようなこと、何かございますか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

皆さんのテーブルに白黒なんですけど、先程説明した記事に載ったものを配布してあります。こういう〇〇です。とにかく、普段は朝から晩まで、熱心にやっているような、そういうふうな〇〇です。

○議長

こういう人が何人も出てくればいいんですけどね。

よろしいですかね。

それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。

本件は意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課の職員は退席を願います。ありがとうございました。

（農業振興課職員 退席）

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 4 件、同法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 1 件、同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については 8 件、同法第 4 3 条第 1 項の規定による届出については 1 件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしました。

（吉川委員挙手）

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

報告 4 号の説明をお願いできますか。〇〇〇〇〇〇の。

○事務局

事務局で説明させていただきます。

報告第4号の農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設）について。

こちらのものにつきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが、農地法3条で取得した農地の一部に、農作物栽培高度化施設、具体的には、いちご栽培施設の方を、設置いたしました。こちらのもの、地面がコンクリート敷きになりますが、この農地法第43条、農作物栽培高度化施設に該当するものにつきましては、転用の許可が不要で、こちらの方の届出で対応できるものということで、入間市では初めてのものとございますが、令和5年6月に書類の届出がございましたので、報告させていただく次第でございます。

以上でございます。

○農業委員3番（吉川光彦君）

コンクリを打つハウスというのが特徴なの。

○事務局

そうですね、通常であれば地面にコンクリートで打つもの場合には農地転用が必要なのですが、この43条に該当するものであれば、転用の許可不要で届出で対応できるということで。

○農業委員3番（吉川光彦君）

43条第1項の規定というのは、届出をしなくてもいいっていう規程なの。

○事務局

許可ではなく、届出で済むということです。

何年か前に制度化されたもので、入間市では初めての案件となります。以上です。

○議長

よろしいですか。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時46分